

福運整第138号の2  
福運輸第122号の2  
平成27年6月3日

県内運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長  
(公印省略)

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正及び  
自動車事故報告書の提出及び事故速報の徹底について

自動車事故報告書（以下、報告書という）については、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第3条の規定に基づき、運送事業者等から運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出することとなっており、また、速報については、同規則第4条に基づき、運輸支局長に報告することが義務付けられているところです。

これら報告は、事故の状況の正確な把握、早急な対策の立案、的確な被害者対応、国民への情報提供及び事故の傾向分析などを行うにあたり大変重要な情報であり、事業用自動車等の安全施策を掌る行政事務において不可欠なものとなっています。

今般、運転者の健康状態に起因する事故が多発していることから、事故のより詳細な状況をすみやかに把握するため、これらの事故のうち、運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、自動車事故報告規則第4条の規定に準じ、24時間以内においてできる限り速やかに、当支局あて速報することとなりました。

つきましては、自動車事故報告規則第4条に規定する速報に該当する事故があったとき、及び運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故があったときには、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、事故の概要等について、事故発生から24時間以内においてできる限り速やかに、当支局への報告を行うよう、徹底をお願いします。また、自動車事故報告規則第2条に規定する事故があったときには、提出期限内（事故発生から30日以内）に、報告書を当支局経由で国土交通大臣に提出をお願いします。

なお、事故が速報又は報告の対象となるか否かについて不明な場合には、当支局保安担当に必ず確認してください。

福島運輸支局保安担当 024-546-0342  
時間外 090-2607-0353